

姉妹都市締結周年記念ロゴ制作委託
企画提案募集要項

令和7年9月

福岡市姉妹都市委員会

I 業務委託契約の概要

(1) 業務名

姉妹都市締結周年記念ロゴ制作委託

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月12日（金）まで

※終期については提案に応じ変更する場合がある。

(3) 趣旨

令和8年に、福岡市と、姉妹都市であるニュージーランド・オークランド市は、姉妹都市締結から40周年の節目となる年を迎えることから、オークランド市との姉妹都市交流事業の周知・広報及び周年記念事業を通じた機運醸成に使用することを目的に、周年を記念するロゴを制作するもの。

この企画提案競技は、各提案内容について、デザイン性、商標チェックの手法、及び費用対効果などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を最優秀提案者として選定するものである。

この企画提案募集要項は、姉妹都市締結周年記念ロゴ制作委託契約の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

(4) 予算額

300,000 円（上限額、消費税相当額を含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 委託内容

① ロゴデザイン制作

② ロゴ使用マニュアル制作

※詳細は、資料Ⅰ「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次のすべてを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。また、申請書提出後の代表団体及び構成団体の変更は認められない。

- （１）地方自治法施行令第167条の４に該当する者でないこと。
- （２）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- （３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- （４）市町村税を滞納していない者であること（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- （５）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （７）福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

※なお、最優秀提案者に選定された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当した場合又は提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年 9月 3日（水） |
| (2) 質問締切 | 令和7年 9月12日（金）17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和7年 9月18日（木） |
| (4) 参加申請締切 | 令和7年 9月26日（金）12時 |
| (5) 企画提案書締切 | 令和7年10月22日（水）12時 |
| (6) 選定委員会による書類審査 | 令和7年10月31日（金）頃予定 |
| (7) 事業者決定、通知、契約締結 | 令和7年11月 5日（水）以降 |

4 提案に関する問い合わせ（質問書の提出）

- (1) 提出期限
令和7年9月12日（金）17時まで
- (2) 提出先
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所8階
福岡市姉妹都市委員会 （事務局：総務企画局国際交流課）
電話番号：092-711-4023（直通）
電子メール：kokusaikoryu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- (3) 提出方法
「質問書（様式1）」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。
なお、「質問書（様式1）」を提出した際は、必ず(2)に記載する電話番号に連絡すること。
※質問事項1問につき質問書1枚とすること。
※「質問書」以外による質問及び受付期間終了の提出は不可とする。
- (4) 質問についての回答
回答は、令和7年9月18日（木）に以下の福岡市ホームページ上に掲載する予定。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

5 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和7年9月26日(金)12時

(2) 提出先

「4 提案に関する問い合わせ(質問書の提出)の(2)提出先」と同じ

(3) 提出方法

(4) 提出書類の原本1部を郵送(締切日必着)又は持参し、データを電子メールにて提出すること。郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とし、電子メールを送付後に必ず電話にて連絡すること。持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時までとする。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、④～⑦については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、④～⑪の提出を免除する。

① 提案競技参加申請書(様式2-1)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

③ 従業員数がわかる資料(同上)

④ 登記事項証明書(法人の場合)

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

⑤ 身分証明書及び登記されていないことの証明(個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑧ 委任状(様式2-2)

注) この提案競技の案件に係る取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-2により委任状を作成して提出すること。

⑨ 誓約書(様式2-3)

注) 様式2-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑩ 役員名簿(様式2-4)

注) 様式2-4に、代表者及び役員(⑧委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑪ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式2-5をもとに作成の上、提出すること。

(5) 参加辞退

参加申請を行った後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに提案競技参加辞退届(様式3)を提出すること。

(6) 注意事項

JVで申し込む場合は、提案競技参加申請書(様式2-1)に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等をすべて記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めてすべて提出するとともに、協定書を提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年10月22日(水)12時

(2) 提出先

「4 提案に関する問い合わせ(質問書の提出)の(2)提出先」と同じ

(3) 提出方法

(4) 提出書類のうち、企画提案書は原本5部を、見積書は原本1部を郵送(締切日必着)又は持参し、データを電子メールにて提出すること。郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とし、電子メールを送付後に必ず電話にて連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案者名)_企画提案書」(※()は必要事項を記載)とすること。

(4) 提出書類

① 企画提案書(原本を5部提出)

注)「仕様書(資料1)」の内容について、「企画提案書作成要領(資料2)」を参照の上、企画提案書を作成すること。なお、企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア デザイン案は、日本語表記のものと、日本語及び英語を併記したものを制作すること。

イ デザイン案の提案数については、2つまでとすること。

ウ それぞれのデザイン案のコンセプトを記載すること。

エ ロゴが小さくなった場合も、文字等が見づらくなならないよう配慮すること。

オ ロゴデザインは、使用する色のCMKY値を記載すること。また、モノクロのカラーパターンも提示すること。

カ 縦横比について、特段の指定はないこと。

キ 未発表、かつ、著作権や商標権その他第三者の権利を侵害する恐れがないものとすること。併せて、商標チェック等の方法について明示すること。

ク ロゴの使用方法として、ポスターやチラシ等の広報印刷物、市ホームページやフェイスブック、インスタ等のSNSを想定の上、制作すること。

② 見積書(原本を1部提出。様式の指定なし)

7 選考

(1) 審査方法

提出された提案書についての書類審査を行う。なお、提案内容の確認のため、提案者に対し確認の連絡をする場合がある。

(2) 選考方法

最優秀提案者を選考するために設置する提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて、提案者から提出された企画提案書その他資料と、「提案競技評価表(資料3)」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高い者を最優秀提案者とする。

なお、全委員の合計点数が60点に満たない場合は、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

また、提案者が1団体のみの場合は、同様に選定委員会による審査を実施し、全委員の合計点数が60点以上の場合に、最優秀提案者とみなすこととする。

(3) 結果通知

令和7年11月5日(水)以降に、電子メール等で担当者に連絡する。また、別途、福岡市のホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

(4) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での審査に基づき、最優秀提案者を決定し、当該提案者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(5) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 委託における著作権等の取扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は福岡市姉妹都市委員会（以下「委員会」という。）に帰属し、福岡市姉妹都市委員会及び福岡市姉妹都市委員会が認める他の媒体における二次利用を可能とする。
- (2) 委員会は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 委員会は、制作物を他の用途に使用できるものとする。また、委員会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (4) 上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された企画提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 選定された提案は、委員会との協議により、内容の変更を求める場合がある。
- (7) 提出物は返却しない。なお、契約締結に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (8) 企画提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りでない。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

10 添付書類

【 資 料 】

資料 1	仕様書
資料 2	企画提案書作成要領
資料 3	提案競技評価表

【 様 式 】

様式 1	質問書
様式 2-1	提案競技参加申請書
様式 2-2	委任状
様式 2-3	誓約書
様式 2-4	役員名簿
様式 2-5	財務諸表（個人用）
様式 3	提案競技参加辞退届